

大分大学工学部労働安全衛生委員会規程

平成16年4月1日制定

平成16年工学部規程第22号

(設置)

第1条 大分大学工学部(以下「本学部」という。)に、大分大学工学部労働安全衛生委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(目的)

第2条 委員会は、本学部(学外を含む)における教員及び学生等の研究、実験、実習及び実技中の事故防止と労働安全衛生管理、並びに人身事故またはこれに類する事故(以下「事故」という。)の発生を未然に防止するため、その教育研究環境や設備等の整備を図り、併せて事故が発生した場合の取り扱い等を統一し、その処理を円滑に進めることを目的とする。

(委員会の任務)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる事項について立案・審議する。

- (1) 労働安全衛生の方針に関すること
- (2) 教育研究環境及び設備等の整備に関すること
- (3) 労働安全衛生教育の実施に関すること
- (4) 研究、実験、実習及び実技に伴う安全に関すること
- (5) 事故の原因解明及び対策の提案に関すること
- (6) その他労働安全衛生に関し必要な事項

(構成)

第4条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 学部長
- (2) 学科長(副学科長を含む。)
- (3) 教務委員長
- (4) 学生生活委員長
- (5) 基盤技術支援センター運営委員会から選出された教員1人
- (6) 事務長
- (7) 技術職員の代表1人

2 前項第5号に規定する委員に欠員の生じたときは、当該運営委員会から補充するものとする。

(任期)

第5条 前条第1項第5号及び第7号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 前条第2項の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第6条 委員会に委員長を置き、学部長をもって充てる。

2 委員長は委員会を招集し、その議長となる。

(会議)

第7条 委員会は委員の3分の2以上の出席により成立する。

2 委員会の議事は、出席委員の過半数の賛成により決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会議の特例)

第8条 前条の規定にかかわらず、議長が、定例的若しくは軽易な事項又は緊急その他やむを得ない事由であると認める場合で、書面又は電子メールにより会議を開催する必要があると認めるときは、議事を開き、議決をすることができる。

- 2 前項の議事については、前条第2項の規定を準用する。この場合において「出席委員」とあるのは当該議事に参加した者とする。
- 3 第1項の場合において、議長は、当該議事の結果について委員が出席して開催される次の会議において報告しなければならない。

(委員以外の者の出席)

第9条 委員長は、必要があると認めたときは委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(事務)

第10条 委員会の事務は、理工学部事務部総務係において処理する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年工学部規程第38号)

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年工学部規程第20号)

この規程は、平成26年6月4日から施行する。

附 則 (平成29年工学部規程第14号)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。